

川崎病院 エネルギーサービス事業

優先交渉権者選定基準

令和元年6月

川崎市病院局

— 目 次 —

1	優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
2	総則	1
3	優先交渉権者選定の手順	2
3. 1	優先交渉権者選定までの流れ	2
3. 2	審査の手順	3
(1)	参加意向申出書の受付	3
(2)	提案資格確認結果通知書 兼 プロポーザル関係書類提出要請書の送付	3
(3)	ウォークスルー調査	3
(4)	質問の受付	3
(5)	企画提案書の受付	3
(6)	企画提案書の確認	3
(7)	審査（ヒアリング）の実施	3
(8)	評価点の算出	3
(9)	優先交渉権者の選定	4
(10)	優先交渉権者の特定	4
4	評価点の内容	4
4. 1	評価点の配点方針	4
4. 2	評価項目と配点	4

## 1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

優先交渉権者選定基準は、川崎市（以下「本市」という。）が、川崎病院における川崎病院エネルギーサービス事業（以下「本事業」という。）について、本事業の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、公平性及び透明性を確保し、客観的に評価を行うための方法及び基準を示すものです。

## 2 総則

本事業を実施する優先交渉権者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により実施します。本市は、プロポーザル参加資格を審査する参加意向申出書及び本事業の企画提案書について評価を行います。また、プロポーザル参加者から提出された企画提案書は、公平性及び透明性を確保し、客観的な評価を行うことを目的に、学識経験者等により構成する川崎市立川崎病院エネルギーサービス事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において評価を行います。委員構成は、次の通りです。

（敬称略）

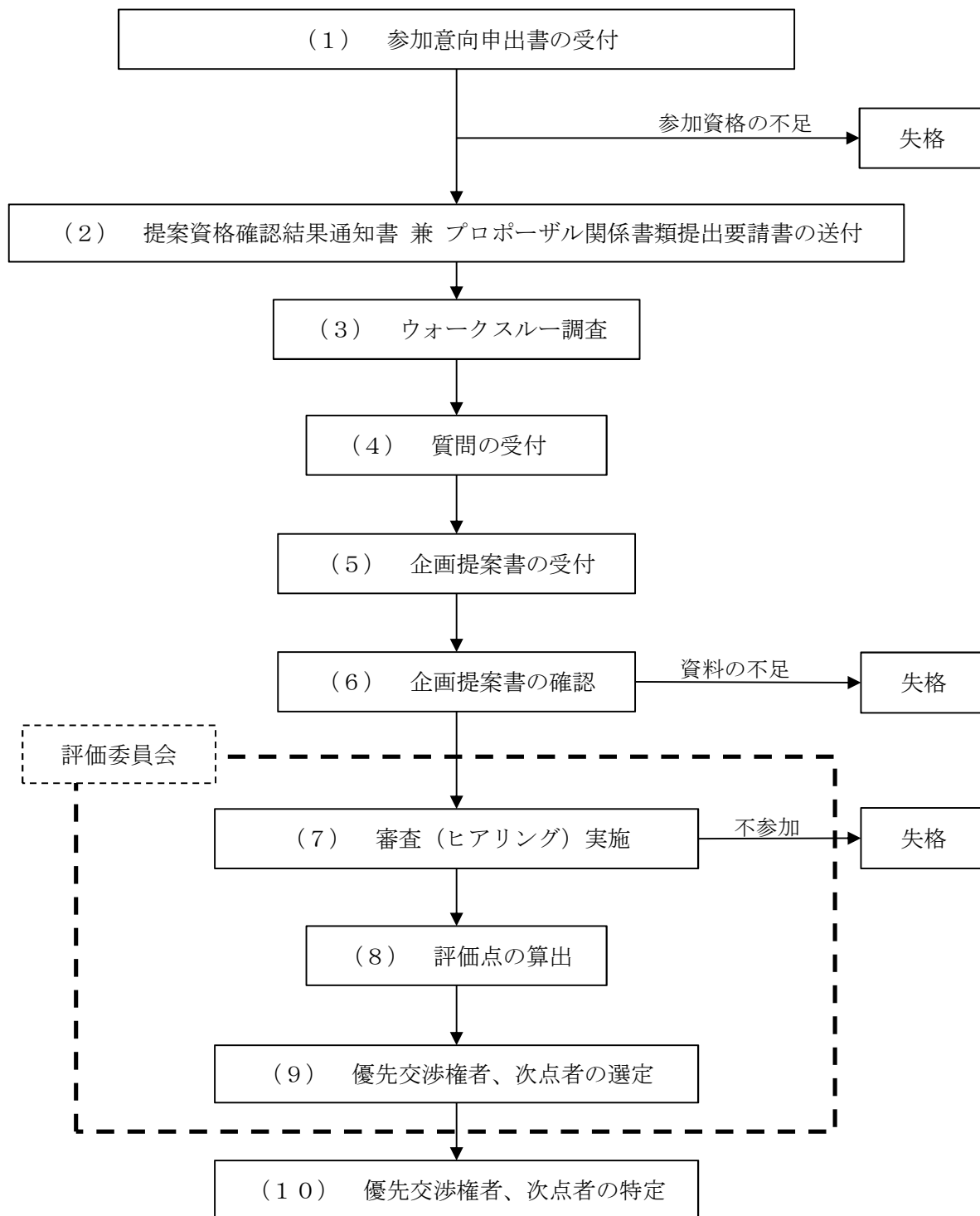
氏名	所属団体・役職
小松 広明	明海大学不動産学部准教授
田中 俊六	東海大学名誉教授・元学長
◎ 時田 繁	一般社団法人公共建築協会・公共建築研究所長
木村 弘一	川崎市まちづくり局施設整備部長
岡 正	川崎市病院局経営企画室長
大曾根 康夫	川崎市立川崎病院副院長
林 徳厚	川崎市立川崎病院事務局長

※◎：委員長

### 3 優先交渉権者選定の手順

#### 3.1 優先交渉権者選定までの流れ

優先交渉権者選定までの流れは、次のとおりです。



### 3. 2 審査の手順

#### (1) 参加意向申出書の受付

プロポーザル参加申込者から本事業に対するプロポーザルの参加意向申出書を受付けます。

#### (2) 提案資格確認結果通知書 兼 プロポーザル関係書類提出要請書の送付

プロポーザル参加申込者から受付けた参加意向申出書等によりプロポーザル参加資格の確認を行い、その結果を全てのプロポーザル参加申込者にそれぞれ通知します。参加資格を認められたプロポーザル参加申込者（以下「プロポーザル参加者」という。）に対しては、提出要請書を送付します。

#### (3) ウォークスルー調査

プロポーザル参加者に対して、川崎病院のウォークスルー調査を実施します。

##### 【ウォークスルー調査実施予定日】

7月9日、7月10日、7月11日のいずれかを予定しています。なお、ヒアリングの詳細（日時、場所、参加可能人数など）については、プロポーザル参加者に別途お知らせします。

#### (4) 質問の受付

プロポーザル参加者から「募集要項」、「要求水準書」、「応募資料作成要領」、「優先交渉権者選定基準」、「様式集」等の配布資料、ウォークスルー調査結果などに関するプロポーザル参加に係る質問を受付けます。

#### (5) 企画提案書の受付

プロポーザル参加者から企画提案書を受付けます。

#### (6) 企画提案書の確認

プロポーザル参加者から提出された企画提案書等について、募集要項等にて求めた必要書類が全て提出されていることを確認します。書類不備の場合は失格となりますが、軽微な書類不備等の場合はこの限りではありません。

#### (7) 審査（ヒアリング）の実施

企画提案書の資料に不足がなかったプロポーザル参加者に対して、ヒアリングを実施します。ヒアリングに参加しないプロポーザル参加者は失格とします。

##### 【ヒアリング実施予定日】

2019年10月中旬頃を予定しています。なお、ヒアリングの詳細（日時、場所、参加可能人数など）については、プロポーザル参加者に別途お知らせします。

#### (8) 評価点の算出

各プロポーザル参加者の企画提案内容及びヒアリングに基づき評価を行い、評価点を算

出します。

#### (9) 優先交渉権者の選定

評価点が最も高いプロポーザル参加者を優先交渉権者として選定し、次に評価点が高いプロポーザル参加者を次点者として選定します。評価点の最も高い提案を提出した者が2者以上ある場合は、4.2 評価項目と配点で規定する「経済性」の評価点合計が最も高い提案をした者を優先交渉権者として選定します。「経済性」の評価点合計も同点の場合、「設計」、「運営管理」、「環境性」、「施工」、「算定根拠」の順に評価点合計を比較します。

#### (10) 優先交渉権者の特定

評価委員会の選定結果を受け、審議の上、優先交渉権者及び次点者を特定します。

- ア 優先交渉権者及び次点者に特定されたプロポーザル参加者にはその旨を書面にて通知します。
- イ 優先交渉権者及び次点者に特定されなかったプロポーザル参加者にはその旨を書面にて通知します。

### 4 評価点の内容

#### 4.1 評価点の配点方針

評価点は本事業の目的である安定的かつ経済的なエネルギー供給のために選定事業者を求める事項の必要性、重要性を基に配点しています。

#### 4.2 評価項目と配点

評価点の評価項目と配点は、次のとおりです。

評価項目				配点	採点方法
経済性	1	エネルギーサービス費	・ エネルギーサービス費（BT方式のエネルギーサービス費・BTO方式のエネルギーサービス費）の総額 [円/15年]が安いこと。	65	A
	2	光熱水費	・ サービス期間中のES設備関係の光熱水費 [円/15年]が安いこと。 注：エネルギーセンター棟 所内動力を含む。	55	A
環境性	3	省エネルギー性	・ 年間システムCOPの保証値が高いこと。	25	A
	4	二酸化炭素排出量	・ 二酸化炭素排出量[t-CO2/年]が少ないこと。	15	A
算定根拠	5	エネルギー試算の信頼性	・ 提案システムの数値計算が合理的になされており、根拠が具体的に示されていること。	30	B
設計	6	合理的な設備構成	・ ES設備のシステム構成を合理的に検討し、結果を詳細に示していること。	20	B
			・ 医療用ガス設備、上水揚水ポンプ設備を合理的に検討し、結果を詳細に示していること。		
			・ 要求水準書や各配布資料等に記載された事項を理解し、独自のノウハウも加えて適切に負荷パターンを設定していること。		
・ 救命救急センター棟の建設、既存病院棟の改修計画に支障がない計画となっていること。（配管ルート、地下1階のES設備・接続箇所所要面積など）					
7	平常時の運用に配慮した計画	・ 病院施設管理業務の人員に必要な面積が確保されていること。	15	B	
		・ 日常の維持管理や定期点検、将来の設備更新に配慮した配置計画等がなされていること。			
		・ 建物や設備の耐久性に配慮した計画がなされていること。（防水仕様、屋外設置機器、配管材料など）			
8	緊急時・災害時の信頼性に配慮した計画	・ 各種配管、ケーブルのルートや既存設備との接続箇所について、外力による損傷リスクが低いこと。	30	B	
		・ その他			
		・ 【ES設備】一部機器に障害が発生した場合でも供給支障を生じにくいシステムであること。			
		・ 【給水ポンプ設備・医療用ガス設備】一部機器に障害が発生した場合でも供給支障を生じにくいシステムであること。			
9	施工中のエネルギー等の継続供給への配慮	・ 洪水による敷地浸水に対して、対策を具体的に講じていること。	20	B	
		・ 耐震性能が建築・設備共に確保されており、供給継続への対策を具体的に講じていること。			
		・ 電気・ガス・水が途絶した場合の供給能力が高いこと（容量・供給継続時間）。			
		・ その他			
10	安全計画・施工計画	・ 【電気】施工時の停電範囲と停電時間が限定されていること。	15	B	
		・ 【給水、温水、蒸気】施工時の供給停止範囲と供給停止時間が限定されていること。			
11	運営管理計画	・ 【医療用ガス、上水給水】施工時の供給停止範囲と供給停止時間が限定されていること。	15	B	
		・ 【中央監視】施工時の監視不能範囲と停止時間が限定されていること。			
		・ その他			
		・ その他			
12	運営時の近隣環境配慮	・ サービス開始遅延を起こさないよう全体スケジュール計画が工夫されていること。 注：設計工期も評価対象を含む。	30	B	
		・ 施工中の安全や騒音・振動などに配慮した、具体的かつ実現性の高い提案をしていること。			
		・ 仮設事務所・資材置き場等、病院運営に配慮した計画であること。			
13	事業期間満了後の配慮	・ その他	15	B	
		・ 事業期間満了時に、設備を良好な状態で引き渡す配慮がなされているか。			
14	コスト低減策	・ 事業契約期間満了後のアフターフォローについて具体的な提案がされているか。	10	B	
		・ 補助金活用について、具体的な提案をしているか。			
		・ その他			
15	企業の信頼性・社会性	・ 騒音振動、NOxなど病院や近隣への影響を抑える対策が講じられていること。	20	B	
		・ その他			
		・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成しているか。または、義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用しているか。			
		・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定しているか。			
16	総合	・ 次世代育成支援対策推進法第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けているか。	20	B	
		・ 建設や運用等の各段階において市内企業を活用する等、地域経済の活性化に配慮しているか。			
		・ その他、CSR（SDGs等）の活動内容に取り組んでいるか。			
合計				400	

採点方法 A：数値による順位づけを行う。  
B：採点基準（評価委員による5段階評価）に従い採点する。